

ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）

【目的】

- ハト・カラスその他の動物への無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するため、現行の「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正する。

【概要】

- 餌やり行為によって生活環境を著しく阻害※することを規制する

※ 餌やり行為後に残った餌等を回収しない等によって、ハト・カラスその他の動物が集散することに伴う糞尿や異臭等による生活環境の悪化や健康被害の発生の恐れがある場合など

- 「ハト・カラスその他の動物」が対象
- 清潔保持の観点から「残った餌等」の回収等を義務付ける
- 「改善命令」に従わない場合は、「過料」を適用する
- 餌やり行為自体は、規制しない